

「広島県DV防止・女性支援計画」素案に係る県議会意見等への対応について

1 要旨・目的

「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」及び「広島県困難な状況にある女性の支援計画」の次期計画である「広島県DV防止・女性支援計画」素案について、県議会（生活福祉保健委員会）における集中審議や県民意見募集（パブリックコメント）での意見を踏まえ、次のとおり対応する。

2 意見聴取状況

(1) 県議会（生活福祉保健委員会）における集中審議

ア 審議年月日

令和8年9月17日

イ 意見と対応方針について

別紙1「集中審議における意見と対応方針」のとおり

(2) パブリックコメントへの対応

ア 募集期間

令和8年8月20日～令和8年9月24日

イ 意見件数

80件（6人）のうち、計画に関する意見77件（6人）

ウ 意見と対応方針

別紙2「県民意見募集（パブリックコメント）における意見と対応方針」のとおり

3 意見を踏まえた修正案

説明資料 01-2_「広島県DV防止・女性支援計画」修正案のとおり

集中審議における意見と対応方針

意見の内容		対応方針	修正頁
1	県内の全市町において女性支援計画を早期に策定できるよう、市町を支援されたいこと。	女性支援法に基づく基本計画の策定は市町の努力義務となっており、また、支援対象者を巡る状況は地域の特性によって異なることから、全市町が地域の状況に応じて個別に基本計画を策定することが適当であると考えている。 各市町の策定状況を確認するとともに、必要に応じて計画策定に係る助言等を行ってまいりたい。	—
2	高い専門性が求められる県及び市町の女性相談支援員の処遇改善に努められたいこと。	多様で複合的な問題を抱える支援対象者に支援を行うために、女性相談支援員の役割は重要であると認識しており、県では、正規職員と同様に在職期間に応じた報酬や期末手当制度などを導入し、処遇改善を図っている。 市町における処遇に関しては、各自治体により判断されている。	—
3	DV問題は、把握できている事例は氷山の一角であるとの認識の下、啓発や相談支援体制の充実に引き続き取り組むとともに、民間シェルターに対し、物価高騰に対応した運営費を補助されたいこと。	民間シェルターに一時保護委託を行う際には、国の定める単価に基づき費用を支払うほか、シェルターの運営に係る光熱費等や一時保護委託の移送に係る交通費等の補助を行っている。	—
4	県及び市町においてDVと児童虐待に総合的に対応することにより、早期発見、早期支援できる体制の構築を図られたいこと。	家庭内でDVと児童虐待が同時に発生しているケースも多くあることから、「DVと児童虐待の総合的な対応」を特に注力する施策の1つとしており、県こども家庭センターを児童相談所並びに配偶者暴力相談支援センターとして位置づけて、必要に応じてDV担当職員と児童虐待担当職員が協働して支援にあたっている。 市町においても、DVと児童虐待の両部門の合同研修や会議への相互参加等によって連携強化を図り、DVと児童虐待の双方の視点を踏まえた対応ができるよう、働きかけていく。	—
5	DVにより一時保護が必要であっても同伴児童がいること等により長距離	北部地域は保護件数が少なく、常設のシェルター等の設置は費用対効果や担い手の確保の面から	—

	移動が困難な事例もあると推察されることから、北部地域等の一時保護所やシェルターがない地域における一時的な避難場所の設置を検討されたいこと。	難しい。 一方、緊急的な避難が必要な人や長距離移動が困難な人の安全確保には、身近な地域に避難場所があることが望まれるため、県では、市町が地域の宿泊施設等を一時避難先として活用した場合の費用補助を行っている。今後、制度の活用について、市町へ働きかけを行ってまいりたい。	
--	--	---	--

県民意見募集（パブリックコメント）における意見と対応方針

※御意見のうち、原文を一部要約し、同様の内容は取りまとめて掲載している。

意見の内容		対応方針	修正頁
1	県のビジョン等上位計画との整合性にとらわれることなく、法の理念に基づいた計画策定をするべき。	県の上位計画には、女性支援法やDV防止法の理念が反映されています。今回の計画においても、これらの理念を踏まえ、上位計画との整合を図りながら、取組を進めていきます。	—
2	ジェンダーや女性支援法の理念が書かれておらず、計画の目的がはっきりしない。DV防止や被害者保護と女性支援について1つの計画にまとめると、配偶者暴力相談支援センターも市町福祉事務所も同じ計画に沿って共通の支援を行うのか。	本計画は、DV防止法と女性支援法に基づく都道府県計画であり、対象者や相談内容に重複があり、政策的に関連が深いため、一体の計画としました。 配偶者暴力相談支援センターや市町福祉事務所はそれぞれの根拠法に基づいて支援を行いますが、重複する内容もあると認識しております。	—
3	ジェンダー平等の視点について明記すべき。(同様の意見計2件)	性別役割分担に関する固定的な意識や、そうした意識によって生じる偏見や無理解などを背景とするジェンダーに基づく困難への対応については、今後施策を実施する中で検討してまいります。	—
4	現行計画の課題や今後の対応についてのPDCAが見えない。県の課題を検討して改善できるような計画を希望する。	本計画の策定にあたっては、現行計画に基づく取組状況の振り返りを反映させた課題と対応した取組の方向を記載しております。今後もPDCAサイクルの考え方にに基づき進捗状況を確認し、課題の把握やその改善に取り組んでまいります。	—
5	必要最低限の緊急保護・相談対応に予算を集中させ、広報啓発・予防教育などの大半を廃止・縮小してほしい。	DV被害者や困難な問題を抱える女性の支援にあたっては、緊急保護や相談体制の充実と併せて、予防教育や広報啓発も必要な取組と考えております。	—
6	計画名について「広島県配偶者暴力防止・困難な問題を抱える女性の権利擁護および自立支援計画」、副題として「～当事者の権利擁護と多様な協働を目指して～」とするなど当事者の権利保障や主体性を明示するものに再検討すべ	計画名については、DV防止法と女性支援法に基づく都道府県計画であることが県民に分かりやすく、覚えやすいものとなるよう、簡潔な計画名としております。 当事者の権利保障や自己決定の尊重等の	—

意見の内容		対応方針	修正頁
	き。	理念については、「将来にわたって目指す社会像」や施策の柱ごとに設定する「目指す姿」に記載しております。	
7	計画名について、DV被害男性の支援が含まれないように見える。	計画名については、DV防止法と女性支援法に基づく都道府県計画であることが県民に分かりやすく、覚えやすいものとなるよう、簡潔な計画名としております。 なお、計画内容にはDV被害者に対する支援を含んでおり、DV被害男性も対象となります。	—
8	日本人の生命・安全・生活を最優先に確保する方針を明記してほしい。トランスジェンダーへの配慮を計画に盛り込むことは、生物学的な性差を無視し、社会の混乱を招くため削除してほしい。男女共同参画関連計画との整合を求める記述は削除してほしい。(同様の意見計2件)	都道府県計画は国が定める「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」をよりどころにすることとなっておりますが、その基本方針において、国籍を問わず支援の対象となることやトランスジェンダーへの配慮を行うことが明記されています。 また、同基本方針において、都道府県男女共同参画計画など関連する他計画との整合・調和をとるよう明記されています。	—
9	「性同一性障害」という記載は配慮に欠けているのではないかと。「性自認が男性であって身体的に女性」が困難な状況にあった場合、支援対象者ではないのか。(同様の意見計2件)	ご指摘の部分については、当計画の対象者の定義のため、法律名を引用しているものです。 なお、本文中の女性に関する定義の中で記載しているとおり、「生物学的な女性」も支援対象者に含まれます。	—
10	素案10ページのグラフについて、相談主訴の第1位が「家族・親族関係」とまとめられているが、暴力被害が含まれている場合、実態が正確にとらえられないのではないかと。	ご指摘のグラフの分類については、女性相談支援事業報告(厚生労働省)に基づく分類となっており、「家族・親族関係」には暴力が含まれません。この分類の「家族・親子関係」には暴力が含まれないことを明記します。	P11
11	配偶者暴力相談支援センターについて、設置が進んでいないのはなぜか。	配偶者暴力相談支援センターの設置は、政令市・中核市のみではなく、全市町に対する努力義務となっております。 配偶者暴力相談支援センターの設置が進まない理由については、設置に伴う業務量増加や財源の問題、人員体制が整わない等の課題があると認識しております。	—

意見の内容		対応方針	修正頁
12	素案 11 ページの保護命令に関するグラフについて、裁判所が配偶者暴力相談支援センターに対して、保護命令に関する書類の提出を求めると受け取れる記述があるが、正確ではない。	DV防止法第 14 条第 2 項により、保護命令の申し立てがあった際に、裁判所が配偶者暴力相談支援センター等へ相談記録等の提出を求める場合、センター等は速やかに応じることとなっております。「保護命令に関する書類」を「保護命令に関連する書類」に修正します。	P12
13	素案 13 ページの本文における記述と、素案 14 ページのグラフ数値との間に矛盾・食い違いがある。	記述に誤りがあったため、修正します。	P15
14	広島県ひとり親家庭サポートセンターの支援対象に政令市や中核市が含まれていない事業がある。県内どの地域に住んでいても均等な支援や施策の還元が受けられるようにしてほしい。	県が広島県ひとり親家庭等福祉連合会に委託して実施する「広島県ひとり親家庭サポートセンター」は政令市や中核市を除く一般市町を対象としており、政令市や中核市が県と同じ事業を広島県ひとり親家庭等福祉連合会に委託しているものについては、共同実施としております。	—
15	素案 16 ページの法改正に関する部分に「親子交流のルールを整備が行われた」との記述があるが、単純なルール化がなされたわけではない。DV加害からの安全確保を最優先とした養育費確保や親子交流の支援を明確に書き加えてほしい。	該当箇所について「安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しが行われた」に修正します。DV被害を受けた親子に対する支援体制については、施策の柱Ⅳの中で、支援調整会議等や要保護児童対策地域協議会を活用し、支援方針や役割分担の検討を行うことを記載しております。	P18
16	意識調査に当事者の声が十分反映されていない。意識調査の結果から、広報・啓発不足だと思う。(同様の意見計 3 件)	この意識調査は、広く県民を対象とした認知度の調査であり、当事者以外も対象としております。 調査結果を踏まえ、相談機関の認知度向上に向けた広報・啓発の充実について検討してまいります。	—
17	特に注力する施策について、主語が不明確であり、被害者の認識不足のように読める。	主語を明確にするため、「関連する様々な分野においてDV防止・女性支援の認識を高め～」を「関連する様々な分野に携わる人々や県民が、DV防止・女性支援の認識を高め～」に修正します。	P25
18	特に注力する施策を絞ることで、その他の必要な支援が軽視されるのではないか。全領域の支援体制の底上げを基本姿勢として示すべき。	特に注力する施策については、現在の社会情勢や支援体制等の支援対象者の取り巻く状況を踏まえ、これまで以上に強化すべきであるものとして設定したものであり、	—

意見の内容		対応方針	修正頁
		これに取り組むことにより、全体的な支援策の強化にもつながるものと認識しております。	
19	市町における支援調整会議や法定協議会の設置について、県がどのように指導・助言を行うのか明記してほしい。(同様の意見計2件)	毎年、市町における支援調整会議等の設置状況を把握するとともに、県においても支援調整会議と法定協議会を一体とした会議体を設置し、支援体制や地域における好事例の共有等を行い、市町における支援調整会議や法定協議会の設置を推進してまいります。	—
20	地域資源の有無に関わらず、県内どこの地域でも共通の支援が受けられるようにしてほしい。(同様の意見計3件)	女性支援法に基づく基本計画の策定は市町の努力義務となっており、また、支援対象者を巡る状況は地域の特性によって異なることから、全市町が地域の状況に応じて個別に基本計画を策定することが適切であると考えております。 県としては、各市町の状況を把握し、必要な支援・助言を行ってまいります。	—
21	地域で支援対象者に関わっている民間団体等も支援調整会議等に参画させてほしい。	支援対象者は複合的な課題を抱えている場合が多く、多岐にわたる分野の連携が必要と認識しております。県で設置予定である支援調整会議と法定協議会を一体とした会議等を活用して、民間団体との連携について検討を行ってまいります。 また、市町の支援調整会議等についても、必要に応じて民間団体を含めた関係機関の参加を検討するよう働きかけてまいります。	—
22	施策の柱Ⅰの取組の方向性に「男女共同参画等に関わる部門にも情報共有を行う」とあるが、全庁的な職員研修の実施やDV被害者保護・支援体制の構築を明記してほしい。	幅広い部署においてDV等の支援に関する認識や理解を深めることは重要であると考えており、支援調整会議等の機会を活用して、庁内関係部署との情報共有や啓発等に努めてまいります。	—
23	地域におけるスムーズな多機関連携に向けて、合同研修等が行われるとよい。(同様の意見計2件)	県においては、多機関の相互理解や情報共有がなされるよう、市町や民間との連携を図ることとしており、合同研修等の実施を検討してまいります。	—
24	女性相談支援員の人員配置や処遇の改善を求める。また、専門性の確保・向上のための研修	【配置・処遇改善】 多様で複合的な問題を抱える支援対象者	—

意見の内容		対応方針	修正頁
	やスーパーバイズを充実させてほしい。(同様の意見計8件)	に寄り添い、適切に支援を行うためには、女性相談支援員の役割は重要であると認識しております。 県の女性相談支援員の体制については、正規職員と同様に在職期間に応じた報酬や期末手当制度などを導入し、処遇改善を図っているところです。市町における配置や処遇に関しては、各自治体により判断されています。 【専門性の向上】 女性相談支援員の育成については、市町の女性相談支援員も含めた専門研修の充実を図るとともに、日頃の活動において県の相談支援員が市町の相談支援員に対して必要な助言を行うほか、自治体の枠を超えた相談員同士の横のつながりを強化してまいります。	
25	現在の記述では、DVと児童虐待を別々の課題として分けているように読み取れる。	本計画においては、「DVと児童虐待の総合的な対応」を特に注力する施策の1つとして掲げております。DVと児童虐待は密接な関連があると認識しており、両者の問題を総合的に捉えて支援できるよう取り組んでまいります。	—
26	DVと児童虐待の連携強化について、市町ではどのような取組がされているのか。民間団体との連携はされているのか。	DVと児童虐待を一体的に対応・支援するための会議体を設置している市町は増えており、一部の市町では合同研修を実施しているなど、地域における相互理解や連携強化が進んでいると考えております。 また、一部の市町については民間団体との連携を行っている聞いておりますが、全体の状況については把握していません。 「DVと児童虐待の総合的な対応」という観点からも、各市町において、ノウハウをもつ民間団体との連携が進むよう働きかけてまいります	—
27	施策の柱Ⅱの目指す姿について、「自身の身体を守るとともに、相手の心と身体を思いやって行動できる」には「自分の心」を守る視点が抜けているため「自分も相手も尊重し対等な関	身体だけでなく自身の心を守る、大事にするという視点は非常に重要と考え、「自身の心と身体を」と修正します。 「被害者にも加害者にも傍観者にもなら	P30

意見の内容		対応方針	修正頁
	係を築く」と改めるべき。また、「被害者にも加害者にも傍観者にもならない」という表現は、被害者側に落ち度があるように受け取れる。	ない」という表現については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」においても使用されており、被害者にならないということは予防的な観点から重要であると考えで記載しております。	
28	施策の柱Ⅱの課題について、「必要な支援を的確に判断することが求められます」という記述は、行政側が評価・判断するという印象を受けるので、「当事者の意向を最大限尊重し、本人が自己決定できるよう寄り添い伴走する」という基本理念を明記すべき。	女性支援において、支援対象者の意志を尊重して自己決定できるようエンパワメントすることが重要であるため、該当の文章に「支援対象者自らの意思を尊重しながら、支援対象者の課題や緊急性等を評価し、継続的な支援や多機関との連携～」と修正します。	P32
29	啓発や周知を行う連携先として「子育て支援に関する部門」「地域子育て支援センター」「保育所・幼稚園・認定こども園」を明記してほしい。	DVと児童虐待の総合的な対応において、児童虐待防止に関わる機関や市町こども家庭センターとの連携強化を行うことが児童虐待・DVの早期発見につながると考えております。子育て支援に関する部門については非常に多岐に渡るため、一つ一つを例示することは行っておりませんが、保育所等や地域子育て支援センターも関係機関の一部と認識しております。	—
30	デートDV予防教育について、小学生段階からの包括的性教育が必要である。また、ジェンダー平等の視点を理解した講師による予防教育が行われるべき。(同様の意見計3件)	学校においては、性に関する指導について、国の学習指導要領などにに基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動できるよう、体育科、保健体育科や特別活動を始め、学校の教育活動全体を通じた指導が行われているところです。 学校での予防教育の推進に向け、デートDVに関する予防講座を実施できる人材や団体について、引き続き情報提供を行ってまいります。	—
31	困難な問題を抱える女性の中には、依存症を抱える人や犯罪を行って刑事司法手続きを経て地域に戻る人、若年女性などがいるため、それぞれ、計画内に関係機関の連携や支援体制について明記してほしい。(同様の意見計2件)	ご意見をいただいたような問題を抱える女性についても、当計画の対象者に含まれますが、当計画の対象者は非常に幅広く全てを例示することが困難であり、まとめた書き方としております。 なお、「広島県依存症対策推進計画」や「広島県再犯防止推進計画」においても、	—

意見の内容		対応方針	修正頁
		対象者への継続的な支援体制の整備について記載されています。	
32	高齢の支援対象者について、相談内容の分析と具体的な支援内容を記載してほしい。	高齢者の方からの電話相談の内容は、緊急を要するものから、頻回相談をされる方など様々であり、相談内容やニーズに応じた支援や連携を行っているところです。 なお、当計画は、施策の方向性を示すものであり、個別具体的な支援内容の記述は行っておりません。	—
33	障害や児童福祉等の他制度に当てはまらず、制度のはざままで支援対象とならない女性について、横断的に支援をする体制整備を行ってほしい。(同様の意見計2件)	本計画での支援対象者は多様で複合的な問題を抱えていることが多く、多機関が連携を図り、包括的な支援を行う必要があります。 支援対象者の個別の状況や支援の段階、地域の社会資源等により対応は異なってくるため、支援調整会議等において個別のケースごとに情報共有や支援方針の検討、役割分担を行い、継続的な支援が行われるよう、会議の設置及び効果的な運営を推進してまいります。	—
34	DVの男性相談については、女性相談とは分けて対応すべき。専門性を持った人材育成を検討してほしい。	DVの男性相談については専門的な対応が必要であると考えております。県においては、引き続き、男性を対象とした電話相談窓口を設置してまいります。	—
35	DV加害者はプログラムに繋ぐなどの体制整備を明記してほしい。	DV加害者への対応については、警察とも連携しながら、加害者プログラム等専門機関へ繋ぐ仕組みづくりを検討してまいります。	—
36	県内各地域において一時避難先の確保が必要である。(同様の意見計2件)	各地域における常設の避難場所の設置については、経営の維持や費用対効果、担い手の確保の面から難しい状況にあります。 一方で、緊急避難が必要な場合や長距離の移動が困難な人の安全確保には、身近な地域で避難ができることが望まれるため、市町が地域の宿泊施設等を一時避難先として活用した場合の費用補助制度の活用について、市町へ働きかけます。	—
37	一時保護解除後に危険があるにも関わらず帰宅する人が多いが、理由に応じた対応が必要で	一時保護解除後の生活場所の選択については、本人の意向に配慮しながら、安全・	—

意見の内容		対応方針	修正頁
	ある。(同様の意見計2件)	安心の確保を優先して検討してまいります。	
38	民間団体との連携や協働について明記してほしい。(同様の意見計3件)	民間団体との協働は重要と考えており、修正案「施策の柱Ⅲ 相談支援・安全確保」の中で、公的相談機関に繋がりにくい支援対象者にも適切な支援が届くよう、県や市町と民間団体との連携の強化を図る必要があること等を記載しております。	—
39	民間シェルターへの一時保護委託や連携の状況について、割合や件数を明記し、適切な委託・活用方針を計画に盛り込んでほしい。(同様の意見計2件)	一時保護委託について、支援対象者の個別の状況に応じて委託先の施設を決定しております。 県としては、支援対象者のニーズや状況に配慮した一時避難先の確保を行うことが重要であると考えており、民間シェルターも含めた一時避難先の確保と活用について検討してまいります。 一時保護委託先の内訳については、厚生労働省HPに掲載されている資料「女性支援事業の概要」をご参照ください。	—
40	民間シェルターの運営に係る補助をしてほしい。	民間シェルターに一時保護委託を行う際には、国の定める単価に基づき、利用者の生活に係る費用を支払うこととなっております。また、その他シェルターの運営に係る光熱費等や一時保護委託の移送に係る交通費等への補助を行っております。	—
41	民間団体が適切な支援団体であるかどうかの判断基準を示してほしい。	多様な民間団体の中には「必ずしも困難な問題を抱える女性への支援として適切でない団体もある」と、国基本方針においても指摘されているところです。 県としても、支援対象者や民間団体等からの情報を注意深く収集し、運営体制等について確認した上で、現場における支援に支障をきたすことのないよう努めてまいります。	—
42	一時保護やその後の継続支援に関して、同伴児童への支援に関する記載がない。	支援対象者が児童を伴う場合は、支援対象者本人だけでなく同伴児童を含めた家族としての支援の方針を検討する必要があると認識しております。一時保護された同伴児童に対して、必要に応じて関係機関等と	P32 ～34

意見の内容		対応方針	修正頁
		連携し、一人の児童として尊重されるよう支援を行う旨を追記します。	
43	D V被害に限らず、養育や生活が困難な母子世帯についても、母子生活支援施設を積極的に活用してほしい。(同様の意見計9件)	母子生活支援施設を活用した早期支援が促進されることが必要であることから、入所決定を行う市町と施設の連携強化を図るため、県内市町に対し、入所による支援の好事例や入所判断基準等の共有に取り組むこととしております。 なお、母子生活支援施設の活用については、「ひろしま子供の未来応援プラン(社会的養護推進計画)」にも記載しております。	—
44	広島県青少年健全育成条例に基づき、コンビニ等での成人向け・有害雑誌の陳列見直しを指示してほしい。	コンビニ等の有害図書・雑誌販売環境については広島県青少年健全育成条例第45条に基づき立入調査を行い、区分陳列について説明を行っております。	—